

監査報告書

令和4年6月16日

公立大学法人名桜大学
理事長 高良 文雄 殿

公立大学法人名桜大学

監事 宮里 猛 

監事 原田 泰人 

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、公立大学法人名桜大学の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第12期事業年度の業務について監査を実施した結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

記

1 監査の方法の概要

私ども監事は、理事会に出席するとともに、法人の業務の実施状況について、法人職員等から業務運営の報告を聴取し、重要な書類等を閲覧し、必要に応じて関係する職員から説明を受けました。

また、財務に関する状況については、有限責任監査法人トーマツから、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関し、監査の概要及び結果について報告並びに説明を受け、検討を重ね監査を実施しました。

2 監査の結果

- (1) 中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に取り組まれているかどうかについて確認した結果、特に指摘すべき事項は認められません。
- (2) 理事長、副理事長及び理事の業務執行に関しては、不正の行為または法令及び定款等に違反する重大な事実はありません。なお、役員と法人間の利益相反取引は認められません。
- (3) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、地方独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、当法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているものと認めます。
- (4) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- (5) 事業報告書は、業務の運営の状況を正しく表示しているものと認めます。
- (6) 決算報告書は、予算の区分に従い決算の状況を正しく表示しているものと認めます。
- (7) 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認められます。

以 上